

解説

二〇二二事務年度 金融行政方針の概要とポイント

今年も金融庁から金融行政方針が公表された。貯蓄から投資への促進、モニタリング方針など、信用事業に携わるJA職員が知っておくべきポイントを紹介する。

1 二〇二二事務年度金融行政方針の概要

(1) 金融行政方針とは

金融庁は、二〇二二年八月三十一日に二〇二二事務年度金融行政方針（以下、「本方針」という）を公表しました。金融庁は、二〇一五事務年度以降、事務年度ごとに金融行政方針を策定し、近時は八月末頃に公表し

ており、本事務年度も同様の時期の公表となりました。

金融行政方針には、当該事務年度に金融庁が取り組む内容・トピックがまとめられています。これを一読することで、金融行政において課題となっている事項を把握することができるという点で、JAの信用・共済

事業に関わる職員に必読の内容となっています。

(2) 形式面について

まず形式面について、本方針は、概要、本文、コラム、実績・作業計画という構成になっています。昨事務年度の金融行政方針の構成が踏襲されています。合わせて二〇〇頁近い大部の文書となっている点も、昨事務年度版と概ね同様のボリュームとなっています。

コラムでは、各トピックに関

して、モニタリングで把握された情報に基づくグラフや各政策に関する図等が、視覚的に把握しやすいように盛り込まれています。また、実績・作業計画では、昨事務年度の実績と本事務年度の作業計画とが項目ごとに示されており、金融庁におけるPDCAを意識したつくりとなっています。これらを参照することで、金融行政の政策課題の進捗状況が容易に把握可能となっています。

なお、金融行政方針について

弁護士法人中央総合法律事務所
パートナー弁護士 金澤 浩志



2004年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。米国およびシンガポールの法律事務所や金融庁監督局総務課での勤務を経て、金融機関のガバナンスや、AML/CFT、個人情報保護等のリスクマネジメント、コンプライアンスに関するアドバイス業務に従事。

弁護士法人中央総合法律事務所
アソシエイト弁護士 佐藤 諒一



2022年4月弁護士登録。金融機関をはじめとする企業の訴訟対応や各種相談案件等を主として取り扱う。

は、毎年英文も公表されています。本稿執筆時点においては、まだサマリーの英訳しか公表されていませんが、本文全体の英文版も近日中に公表されるのではないかと思われます。国際金融センターの発展に取り組みという金融庁のスタンスを踏まえれば、日本における金融行政の取組みを英語でグローバルに発信する意義は、大きいものと考えられるからです。

(3) 副題について

二〇一八事務年度以降の金融行政方針には副題が付けられており、金融行政がどのような方向に向かおうとしているかが端的に表現されています。

例えば、二〇二〇事務年度金融行政方針の副題は「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」、二〇二二事務年度金融行政方針の副題は「コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ」とされています。直近二年間においては、金融行政において

も、新型コロナウイルスという未知の感染症対策と、アフターコロナに向けた対応が大きく意識されていたということがわかります。

本方針の副題は、「直面する課題を克服し、持続的な成長を支える金融システムの構築へ」とされています。ここで言及されている「直面する課題」については、本方針の各項目をみると、明らかにすると考えますが、大きくは次の三つの重要課題となります。

(4) 三つの重要課題

本方針は、次の大きく三つの重点課題を柱として構成されています。

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ
II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する
III. 金融行政をさらに進化させる

昨事務年度の金融行政方針においては、「I. コロナを乗り越

越え、力強い経済回復を後押しする」、「II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する」、「III. 金融行政をさらに進化させる」の三つが重点課題とされています。本方針と概ね同様の課題に重点して取り組むものとされ、連続性が確保されていることがわかります。

I. 経済や国民生活の安定を支え、その後の成長へと繋ぐ

新型コロナウイルスやロシアのウクライナ侵略に伴う物価高騰等の影響、気候変動問題、デジタル化の進展、人口減少・少子高齢化といった様々な外部要因の下で、国内外の経済の先行き不透明感が大きく高まり、また、急速な構造的環境変化が生じているとの環境分析がなされています。

このような大きな変化が生じている環境下において、金融庁として、金融面から経済や国民生活の安定を支えて、成長へとつなげていくこと、そのために金融機関による日本経済回復とその後の持続的成長を支える取

組みを後押しし、かつ金融機関の経営基盤の強化のための対話を進化させていくとされています。

II. 社会課題解決による新たな成長が国民に還元される金融システムを構築する

様々な社会課題の解決を新たな成長につなげることで、そうした成長が国民の資産形成と消費・投資につながるという「成長と分配の好循環」の実現に向けて、金融面での環境整備を行うていくとされています。

III. 金融行政をさらに進化させる

前記のような政策アジェンダの実現を担う金融庁職員の能力・資質や仕事のやりがい・意欲の向上を図って、金融行政を担う組織としての力を高めること、データ活用を高度化し、国内外に対する政策発信力の強化に取り組むことが宣言されています。

解説

電子交換所の 交換決済スタート！

電子交換所の 基礎知識

～設立の経緯と概要～

2022年11月4日より、電子交換所の交換決済が開始された。本稿では、今回の電子交換所の設立の経緯と概要について解説する。

一般社団法人全国銀行協会 事務・決済システム部
田中英仁

一般社団法人全国銀行協会事務・決済システム部所属。住友信託銀行（現三井住友信託銀行）を経て、2011年4月全銀協入社。業務部（顧客サービス・販売体制、Eコマース、確定拠出型年金制度、全国銀行個人情報保護協議会、あつせん委員会事務局ほかを担当）、東京手形交換所（不渡担当）を経て、2019年10月から電子交換所規則・制度の検討・立案に携わった。

二〇二二年十一月四日、全国銀行協会（以下、「全銀協」という）は、電子交換所の交換決済を開始しました（注1）。これにより、電子交換所は同日以降が国唯一の手形交換所となり、一八七九年に設立された大阪手形交換所から始まるわが国の手形交換所の歴史は大きな転換期を迎えました。

そこで本稿では、電子交換所の設立に至った経緯、電子交換所における業務の概要のほか、電子交換所設立に伴う当座勘定規定等の改正について述べることにします。なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者が所属している組織の見解ではありません。

1 電子交換所設立の経緯

（注1）全銀協HP「電子交換所の交換決済開始のお知らせ」

(1) 手形交換の状況

手形交換は、手形現物を支払場所に呈示する直接取立の代替として、一定の地域内の金融機

関が一所に参集して相互に手形・小切手等の証券（以下、「手形」という）を交換呈示し、受取手形と支払手形との差額を決済することで手形金の決済を済ませるといった決済制度です。手形交換に参加する金融機関（以下、「参加銀行」という）は、取立事務の簡便化による取立コスト合理化と支払準備負担の大幅削減を図ることができます。一方で、一定の時間内で手形現物の授受を行わなければならないという授受の時間制限がある場合、手形流通の地域性から、二〇二二年一月二日までは、全国で一七九の手形交換所（注2）に分かれて、それぞれ手形交換が行われていました。全国の手形交換高（注3）は、一九九〇年に年間約四七九七兆円とピークを付けた後、一貫して減少を続け、二〇二一年現在では年間約一三兆円と、ピーク時の四〇分の一程度まで大幅に減少しています。手形交換高

減少の背景はいくつか考えられますが、キャッシュフロー改善のための支払いサイトの短縮化、インターネットバンキングの普及、印紙税等のコスト削減などが挙げられます。手形交換高の減少に伴う手形一枚当たり高コストの上昇により、手形交換業務の効率化は金融界全体の喫緊の課題となっています。

(注2) 一七九交換所のうち一〇七が法務大臣指定手形交換所、七二が未指定手形交換所。

(注3) 一〇七の法務大臣指定手形交換所の合計額。全銀協HP「決済統計年報」

(2) 政府成長戦略とそれを踏まえた銀行界の手形利用の廃止に向けた取り組み

二〇一七年六月、政府の「未来投資戦略二〇一七」(注4)に「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が取り上げられ、「手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、ITを活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行するこ

とについて、官民が連携した検討を推進する」との提言が盛り込まれました。

それを受け、全銀協を事務局とする官民合同の「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」が立ち上げられ、電子化に向けた検討を進めることとなりました。同検討会は、手形を利用する決済について電子記録債権・インターネットバンキングによる振込みに移行させることを目標として掲げ、二〇一八年一二月、「全面的な電子化を視野に入れつつ、五年間で全国手形交換枚数(手形・小切手・その他証券の合計)の約六割が電子的な方法に移行することを中間的な目標として設定」することを提言する「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(注5)を取りまとめました。

取組みを促進する「小切手の全面的な電子化を図る」などとされたことも踏まえ、二〇二一年七月、「手形・小切手機能の『全面的な電子化』に関する検討会」において「二〇二六年度末までに全国手形交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを最終目標に掲げた「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」が策定されました。

(注4) 内閣官房ウェブサイトに「未来投資戦略二〇一七」 Society 5.0の実現に向けた改革」

(注5) 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」(二〇一八年二月一四日)

(3) 電子交換所の設立検討

「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」では、単に手形の交換枚数の電子化目標を掲げるのみではなく、金融機関においても手形業務の効率化が喫緊の課題であることから、金融界内の取組みとして、事務合理化の検討を進めることとされました。そこで、全銀協

は、手形現物の全面的な電子化が実現するまでの過渡期対応として、手形現物ではなく、電子媒体による交換の検討を開始しました(注6)。各金融機関の参加意向を確認し、相当数の金融機関の参加が見込まれ、金融界全体として費用対効果が得られる見通しがついたことから、二〇一九年六月、全銀協は、二〇二二年を目標として、手形の現物を手形交換所において交換することなく、イメージデータを送受信することで決済を可能とする「電子交換所」を設立することを決定しました(注7)。

(注6) 同様の構想は、二〇〇二年にチエック・トランケーションとして検討を進めていたが、当時は、費用対効果が得られないとして検討を凍結した。

(注7) 電子交換所設立の決定に至る背景については、小川幹夫「『電子交換所』の設立に向けて」金融法務事情二二〇〇号一頁(二〇一九年八月二五日)を参照。

れない」と主張したが、本件判決は、①Y銀行には相続人間の紛争を回避する必要性があったこと、②Y銀行は、Xに対して払戻しにつきB以外の相続人の同意を取るよう要請したが、Xはこれを拒絶したことなどの理由で、Xの主張を斥けた。

……(貯金)……
2 年金振込先口座預金の差押えの効力(神戸地尼崎支判令和三・八・二判例時報二五〇七号七三頁。本誌六二七号五〇頁参照)

【事案】
 ①貸金業者Yは、Xに対して二七万円の貸付債権(以下、「本件貸付債権」という)を有していた。
 ②Xは、退職公務員であり、国民年金等公的年金の給付金(以下、「本件給付金」という)の支給を受けていた。
 ③Yは、本件貸付債権につき差押命令(以下、「本件差押命

令」という)を得て、Xの本件口座預金債権を差し押さえた(以下、「本件差押え」という)。

④本件差押え当時、口座(以下、「本件口座」という)には残高が数百円しかなかったが、差押命令送達当日、本件給付金が振り込まれ、残高は一一万円となった。

⑤Yは、本件差押命令により、本件口座預金一一万円を取り立てた。

⑥Xは、Yに対して不当利得請求権に基づき取立金(以下、「本件取立金」という)の返還を求めた。

〈争点〉
 本件差押えは、差押禁止債権の差押えと同視できる違法なものであるか。

▶▶▶ 判決要旨

本件差押えは、差押禁止財産に当たる本件給付金が本件口座に入金された直後にその全額を差し押さえたものであり、実質的に本件給付金を受ける権利の

差押えに等しく、違法である。したがって、Y銀行が本件差押命令に基づき本件取立金を受領したことは、法律上の原因を欠く不当利得に当たり、Y銀行はXに対して本件取立金を返還する義務がある。

解説

各種公的年金の受給権は、差押えが禁止されている。しかし、差押禁止債権の目的金銭が、預貯金口座に振り込まれると、預貯金債権に変わってしまう。この預貯金債権は、直ちには差押禁止債権にならない(通説・判例)。

しかし、差押禁止債権が振り込まれた口座預貯金債権が差し押さえられた場合、差押債務者は、預貯金債権のうち差押禁止債権を原資とする部分を特定できれば、民事執行法一五三条一項の差押禁止範囲の変更の申立てにより、預貯金債権の差押命令のうちその部分の取消しを求めることができる。

しかし、前記の場合、執行債

務者が差押禁止範囲変更の申立てをしないうちに、債権者が預貯金を取り立てた場合、執行債務者は、不当利得返還請求権に基づき差押債権者に対して取立金の返済を請求できるか問題になる。下級審判例では、肯定・否定両説がある。肯定説は、取立ては、執行手続上は違法といえないが、実体法上は、差押禁止の趣旨に反し法律上の原因を欠くと判断したものと考えられる。

本件判決は、肯定説に立ち、XのYに対する不当利得返還請求権に基づく取立金の返還請求を認容した。

……(為替)……
3 振込送金における被仕向金融機関の調査義務(東京地判令和三・八・二五金融・商事判例一六三四号一〇頁。本誌六二九号五九頁参照)

【事案】
 ①甲社は、Xに甲社販売商品の